

# 令和6年 自転車安全月間

実施期間:5月1日(水)から5月31日(金)まで



## 1 自転車は「車両」です 交通ルールとマナーを守り安全に利用しましょう！



- ヘルメットを着用
- 飲酒運転は禁止
- 夜間はライトを点灯
- 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 車道が原則、歩道は例外、左側を通行、右側を優先

### 自転車安全利用五則

## ヘルメットを着用しましょう！



- 全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となっています。
- 自転車乗車中の死亡事故のうち、約6割が、「頭部」に致命傷を負っています。ヘルメットは自らの命を守る大切な道具ですので、自転車に乗る際は積極的な着用を努めましょう。

## 3 「損害賠償責任保険」に加入しましょう！

- 自転車も自動車と同様、交通事故の加害者になってしまうと多額の損害賠償が発生する可能性があります。
- 万が一の事故の補償に備えて「自転車保険」など損害賠償責任保険に加入しましょう。



## 4 幼児同乗用自転車を安全に利用しましょう！



- 幼児を自転車の幼児用座席に乗せる際は、ヘルメットやシートベルトを着用させましょう。
- 幼児を2人同乗させる自転車は、停止中の転倒による事故の危険性があるため、転倒防止対策を取りましょう。

